

OTASUKE人事

第27話 「配転について」

「配転」と聞くと少し聞きなれない言葉かもしれませんが、「配転」とは、従業員の配置の変更で、職務内容または勤務場所が相当の長期間にわたって変更されるもので、そのうち勤務地の変更を伴うものを、多くの場合は「転勤」と呼称されています。

さて、この「配転」ですが、会社は業務命令のもと、従業員の同意なしに「配転」させることができるのでしょうか。それとも、従業員の方はこれを拒否することはできるのでしょうか

今回はこの「配転」(配置転換)を拒否したことによる懲戒解雇について争われた判例を交えて、「配転」についてご案内していきたいと思います。

< 事案の概要 ～東亜ペイント事件 最高裁 昭和61年7月14日 第二小法廷判決～ >

以下概要

- ① Xは、昭和40年4月にY会社に入社し、昭和48年10月当時、神戸営業所に勤務していた。
Y社は、塗料等の製造・販売を業とし、全国に15カ所の拠点を有し、昭和52年当時、従業員約800名を雇用していた。
- ② Xの入社後の希望勤務地は大阪であり、入社後の最初の勤務地は大阪であった。その後、神戸営業所に転勤したが、特に異議を述べなかった。
- ③ Y社は昭和48年9月28日、Xを広島営業所に配転させる転勤を内示したが、Xは家庭の事情を理由に転居を伴う転勤には応じられないとして拒否した。その後、Y社は昭和48年10月30日付でXを神戸営業所から名古屋営業所転勤させる命令を出したが、Xは同理由によりこれも拒否した。
(Xが転勤になれば単身赴任となり、高齢の母親および妻子(当時子供は2歳)と別居せざるを得ない状況となる。)
- ④ Y社はXの一連の転勤拒否が、Y社就業規則68条6項「職務上の指示命令に不当に反抗し又は職場の秩序を紊したり、若しくは紊そうとしたとき」に該当するとして懲戒解雇を行った、なお、同就業規則13条には「業務上の都合により社員に異動を命ずることがある。この場合には正当な理由なしに拒むことは出来ない。」と定められていた。
- ⑤ Xは本件配転命令および同命令拒否を理由にした懲戒解雇は無効であるとして大阪地裁に提訴した。



< 本事案の問題点 >



どのような場合に会社の配転命令を拒否することが可能なのでしょうか

<問題点に対する解説>

これについて判旨は、

ア. Y の労働協約及び就業規則には、Y は業務上の都合により従業員に転勤を命ずることができる旨の定めがある

イ. 特に営業担当者の転勤を頻繁に行っており、X は大学卒業資格の営業担当者として Y に入社した
ウ. 両社の間で労働契約が成立した際にも勤務地を大阪に限定する旨の合意はなされなかった

これら事情の下においては、Y は個別的同意なしに X の勤務場所を決定し、これに転勤を命じて労務の提供を求める権限を有する。とし、使用者は業務上の必要に応じ、その裁量により労働者の勤務場所を決定することができるものというべきである。としています。

ただ、転勤、特に「転居を伴う転勤」には、「使用者の転勤命令権は無制約に行使することができるものではなく、これを濫用することは許されない。とめています。

今回の判例では、配転命令が、**a.業務上の必要性が存しない場合 b.業務上の必要性が存する場合であっても、当該転勤命令が他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき c.労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の乱用になるものではない。との考え方が示されました。**

なお、「単に単身赴任となる転勤命令」はもちろん「高齢の母親や就学前の娘を含む家族との別居」、「保育園児を持つ母親に対して子供の送迎等に支障を生じさせることになる異動」も通常甘受すべき程度を著しく超えるとはいえない。とされており、配転命令を拒否する根拠は限定的なものであるといえます。



<本事案の結論は？>



【労働者側敗訴】

本事案の結論としては、第 1 審の大阪地裁は X の請求を認容し、従業員としての地位確認および未払賃金の支払いを命じました。そこで Y が控訴したのですが、第 2 審の大阪高裁も第 1 審と同様 Y の訴えを棄却した為、Y はこれも不服とし、上告しました。

これを受け最高裁は、1 審、2 審とは異なり、先述の判旨にあるとおり、当該転勤命令が業務上の必要性に基づくものであり、権利の乱用にあたらぬとして、原案を破棄、差し戻し、労働者側が敗訴となりました。

なかなか転勤命令を拒否することは難しいようですが、疾病、障害等のある複数の家族を支える社員の転勤については、「通常甘受すべき程度を著しく超える不利益」として認定している判例もあります。

社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。 TEL：03-3694-6091
メール：info@yamadasougou.co.jp

